

「行政不服審査法の改正に伴う町村の対応について」を作成

平成 27 年 9 月

改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」といいます。）の施行が平成 28 年 4 月に予定されておりますが、行審法の施行に伴い、地方公共団体においては、主に、下記①から③について検討する必要があります。

記

① 審理員制度への対応について

これまで、不服申立ての審理手続は、審査庁が行うこととされており、不服申立てに係る原処分に関与した職員が審理手続に携わることについては法令上の制約がありませんでした。これに対し、行審法においては、審理員制度が導入され、原処分に関与した職員を審理員（審理手続を主宰する職員）に指名することができないとされています。

そこで、地方公共団体においては、審理員をいかに確保するか（プロパー職員を審理員に指名するか、非プロパー職員を採用して審理員に指名するか等）を検討する必要があります。

② 第三者機関の設置について

行審法において、地方公共団体は、第三者機関（裁決に際して諮問する機関）を設置しなければならないとされています。第三者機関は、各地方公共団体が単独で設置することも可能ですが、複数の地方公共団体によって共同で設置することも可能です。また、行審法上は、非常設の機関として設置することも認められています。

そこで、地方公共団体においては、第三者機関の設置方法を検討する必要があります。

③ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求案件の取扱いについて

これまで、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求（以下「情報関係案件」といいます。）については、これらの条例に基づき設置された情報公開審査会等の第三者機関において、インカメラ審理等の特別の調査権限も活用した調査審議手続が行われ、その答申を踏まえて審査庁が裁決するという手続がとられていました。

ところが、行審法においては、上記①のとおり審理員制度が導入され、また、上記②のとおり第三者機関が設置されることとなりました。

これにより、何らの関係整理を行わなければ、情報関係案件については、審理員による審理手続と情報公開審査会等の第三者機関による調査審議手続が併存することとなります。

そこで、地方公共団体においては、これらの両手続の関係を整理する必要があります。

この度、全国町村会法務支援室におきまして、上記①から③の事項につき、「行政不服審査法の改正に伴う町村の対応について」と題する書面を作成致しました。

なお、行審法改正に伴い、地方公共団体においては、同書面に記載した事項以外にも、各条例における用語の改正（「不服申立て」→「審査請求」など）や教示文の見直し等についても別途準備を進めていただく必要がありますので、この点十分にご注意ください。